

認定番号

ENNNUN-1384 SI-FNN型

定期検査における検査項目、方法、判定基準

平成20年国土交通省告示第283号(以下「告示」という)第1第2項に規定する検査の方法を記載した図書に基づき、定期検査・定期点検において用いる検査の方法は、次の(1)及び(2)に定める通りとする

(1)下記表(い)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる検査事項(ただし、定期点検においては、損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものにかぎる)について同表(は)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(に)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定する

(2)告示第1第1項の規定による。ただし、(1)と同一の検査項目及び検査事項に係る部分を除く

表

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
UCMP盤	型式	目視により確認する	UCMP盤の扉に取り付けられた銘版及びPLCの型式が、大臣認定を受けたものと同一
待機型逆止弁	型式	目視により確認する	型式が、大臣認定を受けたものと同一
	油漏れの状況	目視により確認する	油が漏れていないこと
	健全性の監視	自動で点検する	異常判定でエレベーターが制止すること
特定距離感知装置	作動の状況	動作位置を測定する	着床位置から±75mm以内の位置で制止する
	健全性の監視状況	検出装置を作動させ確認する	警報装置が作動する
	劣化の状況	経年を監視する	設置後10年以内(注)
安全制御プログラム	型式	安全制御プログラムが搭載されたPLCの型式を確認する	UCMP盤の扉に取り付けられた銘版及びPLCの型式が、大臣認定を受けたものと同一
電磁接触器(S1,S2,S1',S2')	劣化の状況(S1,S2)	カウンタ値の読み取り又は、設置時からの経年を確認する	起動回数が100万回以下か、設置後10年以内(注)
	劣化の状況(S1',S2')	カウンタ値の読み取り又は、設置時からの経年を確認する	起動回数が200万回以下か、設置後5年以内(注)
かご戸スイッチ	スイッチの全閉位置からの距離	メジャー等により測定	(横開き)ドア全閉から25mm以内 (上開き)ドア全閉から50mm以内
各階乗場戸スイッチ	戸閉時フックのかかり代	メジャー等により測定	(横開き)7mm以上 (上開き)7mm以上
かごのつま先保護板(エプロン)	取付の状況	目視により確認する	・取付が堅固なこと ・著しい変形、破損、錆、腐食がないこと
	長さ	メジャー等により測定	200mm以上

システムの機能検査	作動の確認	戸開き状態で、床位置停止中(無負荷)に下降(微速)させ、特定距離感知装置により、かごを制止させた時の床位置からの制止距離をメジャー等により測定する	<ul style="list-style-type: none"> ・特定距離感知装置が感知すること ・規定値(150mm)以内で制止すること ・制止距離の年次変化量が規定値(20mm)以下のこと (測定した制止距離を検査成績表の特記事項欄に記入する)
		上記戸開走行保護装置が作動した時、電動機電源及び電磁式逆止弁の励磁コイルが遮断したことを確認する	電動機電源及び電磁式逆止弁の励磁コイルが遮断すること
その他(G2ローディングがある場合)	乗場戸付近の表示板(座面高さ規制)	目視により確認する	<ul style="list-style-type: none"> ・表示板があること ・表示板の文字が判読できること